

武蔵野市民芸術文化協会育成事業補助金交付要綱の一部を改正
する要綱

武蔵野市民芸術文化協会育成事業補助金交付要綱（平成元年1月28日実施）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（補助金交付の決定及び通知）</p> <p>第4条 市長は、前条の申請に基づき補助金の交付を決定したときは、<u>武蔵野市指令書</u>により申請者に通知する。</p>	<p>（補助金交付の決定及び通知）</p> <p>第4条 市長は、前条の申請に基づき補助金の交付を決定したときは、<u>武蔵野市民芸術文化協会育成事業補助金交付決定通知書（第4号様式）</u>により申請者に通知する。</p>	字句の改正
<p>（補助金の交付請求）</p> <p>第5条 芸文協は、前条の通知を受けたときは、すみやかに市長に対し請求書（<u>第4号様式</u>）を提出しなければならない。</p>	<p>（補助金の交付請求）</p> <p>第5条 芸文協は、前条の通知を受けたときは、すみやかに市長に対し請求書（<u>第5号様式</u>）を提出しなければならない。</p>	字句の改正
<p>（事業実績の報告）</p> <p>第7条 芸文協は、当該補助事業等が終了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に事業の実績を報告しなければならない。</p> <p>(1) 芸文協事業実績報告書（<u>第5号様式</u>）</p> <p>(2) 芸文協事業報告書（<u>第6</u></p>	<p>（事業実績の報告）</p> <p>第7条 芸文協は、当該補助事業等が終了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に事業の実績を報告しなければならない。</p> <p>(1) 芸文協事業実績報告書（<u>第6号様式</u>）</p> <p>(2) 芸文協事業報告書（<u>第7</u></p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

<p>号様式)</p> <p>(3) 芸文協決算書 (第7号様式)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第4号様式から第7号様式まで</p>	<p>号様式)</p> <p>(3) 芸文協決算書 (第8号様式)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第4号様式 (別添のとおり)</p> <p>第5号様式から第8号様式まで</p>	<p>字句の改正</p> <p>様式の追加</p> <p>様式の繰下げ</p>
--	--	---

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

所在地（住所）

名称及び代表者氏名 様

武蔵野市長

武蔵野市民芸術文化協会育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け芸文協育成事業補助金交付申請書で申請のありました武蔵野市民芸術文化協会育成事業補助金に要する経費の補助については、武蔵野市民芸術文化協会育成事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり通知します。

記

交付決定額 金 円

ただし、次の条件を守ってください。

- 1 この補助金は、武蔵野市民芸術文化協会育成事業に要する経費を補助するものです。
- 2 補助金の請求書は、別紙様式により提出し、事業完了後速やかに実績報告書を提出してください。
- 3 補助金は、補助目的以外には使用することができません。
- 4 2又は3の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- 5 その他武蔵野市補助金等交付規則及び武蔵野市民芸術文化協会育成事業補助金交付要綱の規定を守ってください。